○農林水産省告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県小県郡青木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十四号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき公示する。

平成三十年三月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

1　登録認証機関の名称　一般財団法人建材試験センター

2　登録更新年月日　平成二十九年十月三日

3　登録認証機関の所在地　東京都中央区日本橋堀留町二丁目∞番4号

4　登録の区分　A（土木及び建築）、B（一般機械）、G（鉄鋼）、H（非鉄金属）、K（化学）、R（窯業）、S（日用品）、Z（その他）

5　認証を行う事務所の名称及び所在地

一　一般財団法人建材試験センター　製品認証本部
東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号

二　一般財団法人建材試験センター　西日本分室
山口県山陽小野田市大字山川字上鎖746番地の2

○経済産業省告示第三十五号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき公示する。

平成三十年三月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

1　登録認証機関の名称　一般財団法人日本塗料検査協会

2　登録更新年月日　平成二十九年十月三日

3　登録認証機関の所在地　東京都渋谷区恵比寿三丁目12番∞号　東京塗装会館205

4　登録の区分　A（土木及び建築）、K（化学）

5　認証を行う事務所の名称及び所在地

一　一般財団法人日本塗料検査協会
東京都渋谷区恵比寿三丁目12番8号　東京塗料会館205

二　一般財団法人日本塗料検査協会　東支部
神奈川県藤沢市宮前636番地の3

三　一般財団法人日本塗料検査協会　西支部
大阪府枚方市長尾谷町1丁目20番地3

○農林水産省告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。
木祖村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（寺館大巻築堤・中村芦沢築堤・左岸：秋田県大仙市大巻字大川端地内から同市寺館字上中島地内まで、右岸：秋田県大仙市協和峰吉川字真崎野地内から同市協和峰吉川字中村後地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　秋田県大仙市大巻字大川端、字瀬ノ上、字窪、字大巻野及び字大巻、寺館字下モ野、字川原田、字上川窪、字上中島及び字上家後並びに協和峰吉川字真崎野、字下川原、字西野、字丁田、字元木下、字中村下、字中村後及び字中村地内

2　使用の部分　秋田県大仙市寺館字下モ野、字上中島及び字上家後並びに協和峰吉川字前田、字丁田及び字元木下地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（寺館大巻・中村芦沢築堤）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、秋田県大仙市強首字大川向上ノ台地内から北野目字北野目地内までの一級河川雄物川（以下単に「雄物川」という。）左岸の延長6.7kmの区間及び協和峰吉川字半仙地内から字高寺下地内までの雄物川右岸の延長3.6kmの区間（以下「本件区間」という。）における河川改修工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（寺館大巻築堤・中村芦沢築堤）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

雄物川は、その源を秋田県と山形県の県境に位置する大仙山に発し、奥羽山脈から発する皆瀬川、横手川等の支川を合わせながら横手盆地を北上し、玉川を合流した後、